

精神障害者の入院にかかる医療費助成について

精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けていない人で、精神障害者と診断され、精神疾患の入院治療を受けている方について、入院医療費の自己負担額の2分の1の額を助成します。受給資格などについては次のとおりですので、該当する方は申請の手続きをしてください。

入院される際は、マイナ保険証※を提示しましょう。
※健康保険の利用登録がされたマイナンバーカードのことです。
(各医療機関における保険診療分の医療費が限度額までの請求となります。)

1 入院にかかる医療費助成を受けることができる方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者と診断され、精神疾患(統合失調症、そううつ病、てんかん等)の治療のために入院している方(病名がアルコール依存症のみの方は該当となりません。)

2 助成の内容

精神疾患の入院にかかる医療保険適用分の自己負担額の2分の1を申請により、後日口座振替にて支給します。なお、1か月分をまとめて申請してください。
(高額療養費や附加給付金などの対象になる場合は、自己負担額からその額を差し引いた額の2分の1を支給します。)

※ 医療保険適用外(差額ベッド料等)及び食事療養費の自己負担分は対象となりません。

3 申請に必要なもの

(1) 保険給付金支給決定通知書

健康保険組合等、保険者から高額療養費などが支払われた場合に必要です。

※全国健康保険協会にご加入の方は、市役所に申請する前に、
保険者へ高額療養費の申請が必要です(詳細は別紙案内をご覧ください。)

(2) 領収書(患者名、入院期間、医療保険点数のわかるもの)

※支払った日の翌日から5年以内のものが対象です。

(3) 診断書(入院している医療機関で発行された、精神障害であり、入院して精神治療をしている旨の記載があるもの。)

※診断書の様式は任意ですが、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者である」旨の記載をしていただくか、病名に国際疾病分類(ICD-10)のコードを記載してください。

※診断書は、医師が作成した時点での証明書となります。診断書作成日以降の入院分について申請される場合は、改めて診断書の作成が必要となります。

(4) 健康保険の資格情報のわかるもの(資格確認書や資格情報のお知らせ等)

(5) 預金通帳

(6) 印鑑(自己負担額が21,000円以上の場合必要です)

(7) (ご本人でない場合) 来庁される方の身分証(運転免許証又はマイナンバーカード等)